

日本外交文書

外務省

大正十一年 第一冊

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることができる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれて いる。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

例　　言

- 一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。
- 二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。
- (+) 一般事項
- (-) 対中国関係事項
- (=) 主として歐洲大戦戦後処理、ワシントン會議関係の各事項
- 三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。
- 四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行われていない。
- 但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては當用漢字の新字体を用いることとした。
- 五、大正十一年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また歐洲大戦戦後処理事項の文書は専ら第三冊に収録した。
なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

日 次

- | | | |
|----|----------------------------------|-----|
| 一 | 米国ニ於テ移民制限法制定一件 | 一 |
| 二 | 米国ニ於ケル帰化権問題関係一件 | 一四 |
| 三 | 米国ニ於ケル土地法問題関係一件 | 四九 |
| 四 | 米国ニ於ケル排日関係雑件 | 七一 |
| 五 | 加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モリス両大使間
協議案関係一件 | 八五 |
| 六 | 日米両国有志懇談会関係一件 | 九一 |
| 七 | 日英通商航海条約改締関係一件 | 一〇八 |
| 八 | 極東露領沿海ニ於ケル漁業関係雑件 | 一五 |
| 九 | 「カナダ」ニ於ケル本邦移民排斥関係一件 | 一九三 |
| 一〇 | 「オーストラリア」移民関係雑纂 | 二六一 |

- 一一 「ブラジル」 移民関係雑纂 一九〇
- 一二 「メキシコ」 革命動乱関係一件 三二九
- 一三 勞農露国ノ内情及涉外関係一件 三六六
- 一四 日本国及労農露国間国交問題関係一件 三七六
- 一五 露国反過激派関係雑件 三九五
- 一六 日本国及極東共和国兩政府間非公式交渉関係一件 四四五
- 一七 極東共和国関係雑件 六八九
- 一八 「シベリア」 ニ於ケル日本軍ノ撤退問題一件 六九九
- 一九 「シベリア」 及東支両鉄道管理ニ関スル件 七五七
- 附録 日本外交文書大正十一年第一冊日附索引

事項一 米国ニ於テ移民制限法制定一件

- 一 六月二十八日 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛（電報）
- 華盛頓州選出議員ジンソン下院ニ提出ノ百
分率ニ依ル永久的移民制限法案ニ付報告ノ件
- 第四二〇号
- 六月二十六日「ジョンソン」ハ「ペーセンテージ」移民制
限法案ヲ下院ニ提出シ移民委員会ニ附託セラレタルカ本案
ハ一千九百二十三年六月末以後実施セラルヘキ永久的制限法
案ニシテ要旨左ノ如シ
- 一、移民ハa級及b級ニ区別シ前者ハ
- (1)条約又ハ協定ニ依リ移民制限ヲ定メ居ル外国ヨリノ移
民
- (2)所謂 Asiatic barred zone つまり來ル移民ニシテ帰化
権アルモノ
- (3)一時外国ニ赴キ帰来スル移民ニシテ帰化権アルモノ
等十種ヲ列挙シ後者ハa級ニ属セサル外国移民ニシテ帰
化権アルモノトス